

政令第 号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十一年十月一日とする。

理由

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。